

## ◎准看護師とは

准看護師・・・都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を業とする者

cf. 看護師・・・厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を業とする者

(保健師助産師看護師法による)

## ◎准看護師制度の検討等の状況

### 昭和23年 保健師助産師看護師法（以下「保助看法」という。）制定

- ・看護師に甲種・乙種を設け、甲種看護師は高卒3年以上の教育を受けて甲種看護師国家試験に合格すること。また、乙種看護師は中卒後2年以上の教育を受け都道府県知事の行う乙種試験に合格することが免許要件

- ・保健師、助産師は甲種看護師養成課程を卒業し、更に、1年以上保健師、助産師の学校にて必要な学科を修めた者、又は、養成所を卒業した者で、保健師、助産師国家試験に合格することが免許要件

### 昭和26年 保助看法の一部改正により准看護師制度がはじまる

- ・甲種看護師を廃止し、看護師とし、乙種看護師を廃止し、准看護師とした。
- ・乙種看護師養成所は、厚生大臣の指定であったが、都道府県知事の指定とし、2年間の養成を定時制で行うことも認めた。

### 昭和38年 医療制度調査会答申（厚生省）

- ・医療制度全般についての改善の基本方策に関する答申が出され、その中で准看護師制度については、「現行准看護師制度は必ずしも合理的なものとは考えられないので、根本的に再検討する必要がある。しかし、現状において看護師の水準を低下させない配慮のもとに、准看護師が看護師になれるみちを拡大する方策を講ずる必要がある。」と言及された。

### 昭和39年 看護制度に関する意見を聴く会による看護制度に関する意見要旨（厚生省）

- ・看護師及び准看護師の就業人員のうち、准看護師の占める数的比重が急速に大きくなりつつある。したがって看護師不足が叫ばれている今日において、准看護師制度を改廃することは事実上不可能であり、看護師及び准看護師の2種の職種を前提に、准看護師から看護師への昇格方法がもっとも課題であるとした。

### 昭和45年 厚生省から保助看法の一部を改正する法律案が提出される。

- ・中卒者の高等学校への進学率が80%を超え、また、看護職員の不足への早急な対応として、高卒後1年の准看護師養成とするものであったが、衆議院で「昭和50年を目途とし、看護職の養成と資格制度について根本的な検討を要する」との附則が付けられ可決されたが、参議院では審議未了廃案となった。

### 昭和48年 看護制度改善検討会による看護制度の改善に関する報告（厚生省）

- ・高等学校進学率が約90%であることを踏まえると、中卒者を基礎とする准看護師教育制度には無理がある。

- ・准看護師教育施設を看護師教育施設に、できるだけ早く転換する必要があるが、数多くある准看護師教育施設を短期間に看護師教育施設に切替えることは無理であるので、綿密な切替計画を樹立し、それに従い切替える。

- ・切替計画達成の見通しがついた時点で、現行の准看護師制度の廃止を考慮する。

- ・准看護師のまま勤めることを希望する人もあることが予想されるので、准看護師制度は相当の期間残す。

## 昭和62年 看護制度検討会報告書（厚生省）

- ・准看護師制度のあり方については意見の一致を見るに至らなかったが、今後、看護師等の需給動向、看護職としての質の確保等を勘案しつつ、引き続き検討を行う。
- ・准看護師養成所の看護師養成所への移行促進計画の策定や2年過程の増設の促進
- ・准看護師の資質の向上を図るため准看護師養成所の入学資格を高卒に変更することとともに、教育内容等、准看護師養成所の指定基準を現実の医療に対応できるよう早急に見直すべきである。

## 平成5年 看護師2年課程検討会報告書（厚生省）

- ・准看護師で、看護師の資格を得ることを志望する者の、看護師への道を拡大するための検討
- ・看護師2年課程養成における推薦入学制の導入とそれを業務経験者のため、一定枠として拡大すること
- ・通信制の導入については、国家試験のあり方や教育方法としての実務的な問題もあるが、進学を望む准看護師の存在を前提に現実的な対応として、諸課題の検討に取り組む必要がある。

## 平成6年 少子・高齢社会看護問題検討会報告書（厚生省）

- ・准看護師制度は、養成を廃止すべきであるという意見と制度の改善を図りつつ継続すべきとの意見が両論併記される。
- ・准看護師免許を有する者の将来や今後の看護職員全体の需要状況等を勘案しながら、准看護師学校養成所等の実態の全体的把握を行い、関係者、有識者、国民の参加を得て検討すべきとし、国が准看護師の養成、就労などに関する実態調査を行う基礎となった。

## 平成8年 准看護師問題調査検討会報告書（厚生省）

- ・准看護師の養成・就労にかかわる10種5,000人余を対象とした調査を実施
- ・お礼奉公として問題視される奨学金貸与を、雇用契約と明確に分離する必要性を指摘
- ・准看護師養成課程の内容を看護師養成課程の内容に達するまでに改善し、21世紀初頭の早い段階を目途に、看護師養成制度の統合を目指すことを提言

## 平成11年 准看護師の資質向上に関する検討会報告書（厚生省）

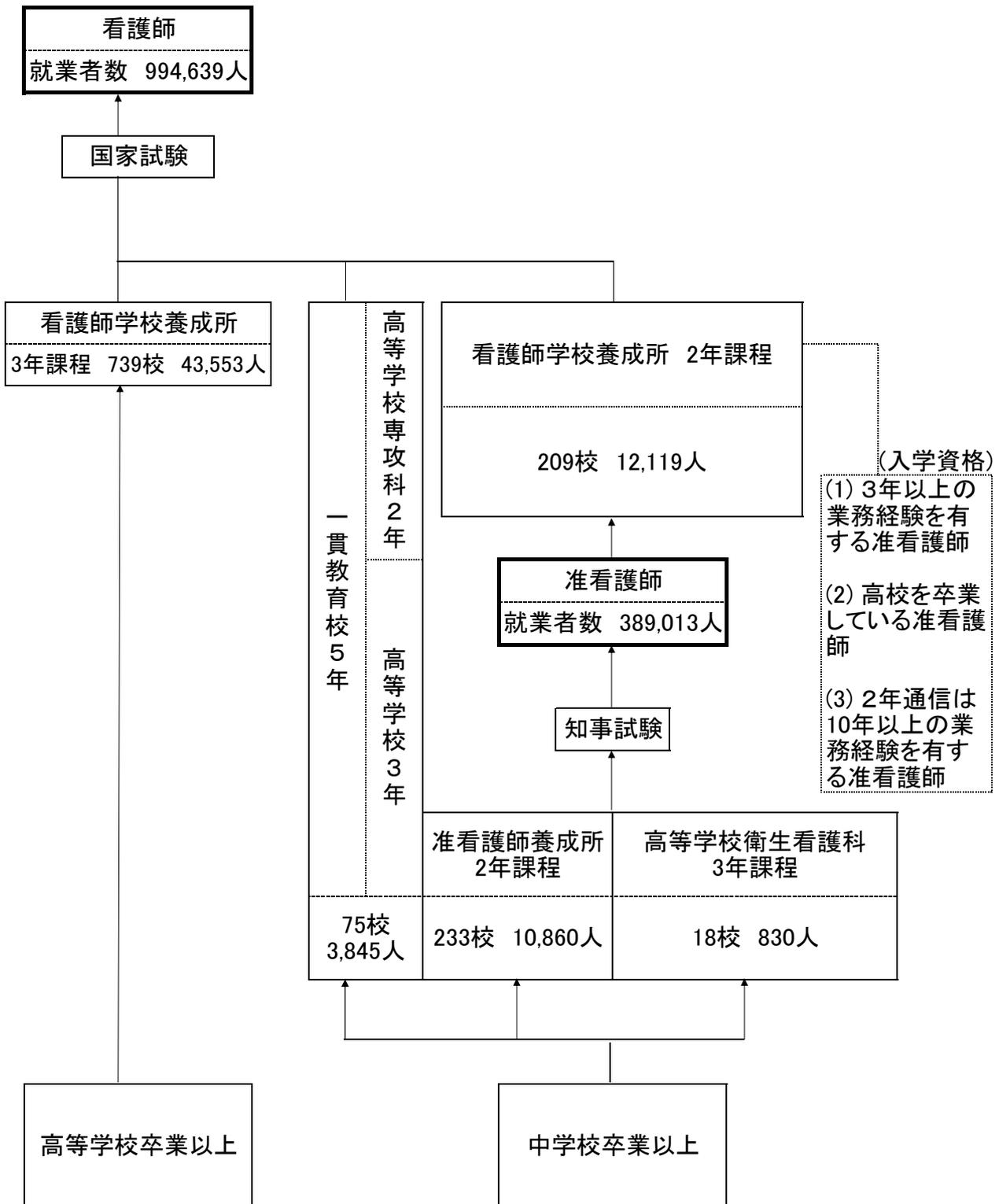
- ・准看護師養成課程の教育時間数が不足であるとし、准看護師養成に最低限必要な時間数を1,500時間から1,890時間にするなど、教育環境の改善を提言

### 准看護師の移行教育に関する検討会報告書（厚生省）

- ・平成8年の准看護師問題調査検討会報告書の提言において、准看護師が看護師への道の拡大を切望しており、移行教育としての2年課程通信制のあり方が検討され、業務経験10年以上の准看護師を対象とした、理論的な学習に重点をおいた教育内容が取りまとめられた。

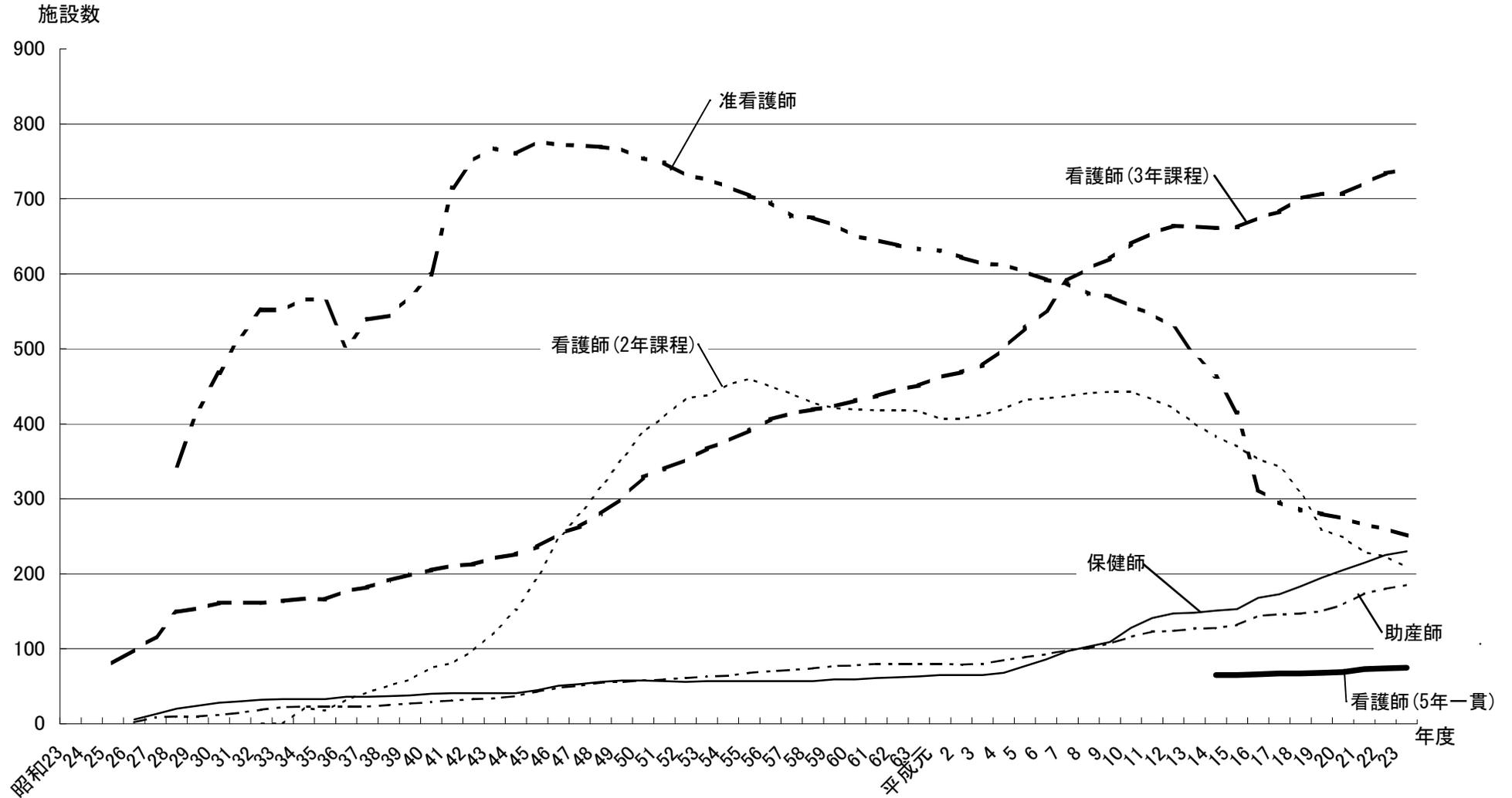
(注) 平成13年の保助看法の改正により保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦が、保健師、助産師、看護師及び准看護師に名称改正されたが、本件資料においては、名称をすべて「～師」としています。

## 看護教育制度図



注)  
 1 就業者数は、平成22年厚生労働省医政局調べ数値  
 2 学校数定員数は、日本看護協会平成23年看護関係統計資料集の数値

## 看護師等学校養成所施設数の推移



(保健師助産師看護師法60年史及び日本看護協会平成23年度看護関係統計資料集数値から作成)

# 資料 4

## 川崎市内保健師・助産師・看護師・准看護師数推移

		病院	診療所	助産所	その他	総数
平成16年	保健師	3	10	0	201	214
	助産師	172	46	22	19	259
	看護師	4,868	712	1	663	6,244
	准看護師	742	374	0	145	1,261
	計	5,785	1,142	23	1,028	7,978
平成18年	保健師	6	7	0	225	238
	助産師	158	59	26	29	272
	看護師	4,790	779	1	664	6,234
	准看護師	763	427	1	156	1,347
	計	5,717	1,272	28	1,074	8,091
平成20年	保健師	11	15	0	243	269
	助産師	158	54	32	31	275
	看護師	5,190	948	1	842	6,981
	准看護師	715	400	1	221	1,337
	計	6,074	1,417	34	1,337	8,862
平成22年	保健師	12	12	0	263	287
	助産師	206	57	35	26	324
	看護師	5,560	1,094	0	1,111	7,765
	准看護師	663	427	1	382	1,473
	計	6,441	1,590	36	1,782	9,849
	(対20年比)	+367	+173	+2	+445	+987

※厚生労働省が隔年で実施している「業務従事者届」から抽出。  
各年とも12月31日が基準日

## 神奈川県内看護師養成機関の状況 (平成24年4月現在)

## ◎川崎市内

	学校名(設置・運営者)	分類	定員	所在地
1	川崎市立看護短期大学(川崎市)	短大	80	幸区小倉
2	聖マリアンナ医科大学看護専門学校 (学校法人聖マリアンナ医科大学)	3年制専門学校	80	宮前区菅生
3	川崎看護専門学校 (公益財団川崎市看護師養成確保事業団)	准看→正看	40	高津区久本
4	高津看護専門学校(医療法人社団亮正会)	准看→正看	40	宮前区土橋
5	川崎市医師会附属准看護学校 (社団法人川崎市医師会)	准看養成	40	川崎区宮前町

## ◎川崎市外

	学校名	分類	定員	備考
1	神奈川県立保健福祉大学看護学科	大学	80	
2	横浜市立大学看護学科	大学	90	
3	国際医療福祉大学看護学科	大学	50	
4	慶應義塾大学看護学科	大学	100	
5	北里大学看護学科	大学	100	
6	昭和大学看護学科	大学	95	
7	東海大学看護学科	大学	70	
8	横浜創英大学看護学科	大学	80	平成24年4月開学
9	湘南短期大学看護学科	短大	80	
10	東海大学医療技術看護短期大学看護学科	短大	80	
11	国立病院機構 横浜医療センター附属 横浜看護学校	3年制専門学校	80	
12	神奈川県立平塚看護専門学校	3年制専門学校	80	
13	神奈川県立衛生看護学校	3年制専門学校	80	
		准看→正看 准看養成	40 40	平成25年度入学生を最後に募集停止
14	神奈川県立よこはま看護専門学校	3年制専門学校	80	
15	藤沢市立看護専門学校	3年制専門学校	50	
16	横須賀市立看護専門学校	3年制専門学校	40	
17	厚木看護専門学校	3年制専門学校	80	
		准看→正看	40	3年制(定時制)
18	イムス横浜国際看護専門学校	3年制専門学校	80	
19	小澤高等看護学院	3年制専門学校	30	
20	小田原高等看護専門学校	3年制専門学校	40	
21	相模原看護学校	3年制専門学校	40	
22	社会保険横浜看護専門学校	3年制専門学校	70	
23	湘南平塚看護専門学校	3年制専門学校	120	
24	積善会看護専門学校	3年制専門学校	35	
25	茅ヶ崎看護専門学校	3年制専門学校	80	
26	横浜市医師会保土ヶ谷看護専門学校	3年制専門学校	45	
27	横浜市病院協会看護専門学校	3年制専門学校	80	
28	横浜労災看護専門学校	3年制専門学校	80	
29	小田原看護専門学校	准看→正看	40	
		准看養成	40	
30	横浜市医師会看護専門学校	准看→正看	40	平成25年度入学生を最後に募集停止
		准看養成	40	平成24年度入学生を最後に募集停止
31	自衛隊横須賀病院准看護学院	准看養成	35	
32	相模原准看護学院	准看養成	40	

## ◎新設予定校

	学校名	分類	定員	備考
1	関東学院大学看護学部	大学	80	平成25年度開校予定
2	湘南看護専門学校	3年制専門学校	40	平成25年度開校予定
3	横浜未来看護専門学校	3年制専門学校	60	平成25年度開校予定
4	横浜市医師会看護専門学校	3年制専門学校	80	平成26年度開校予定

## 川崎市医師会附属准看護学校

## ◎概要

設置・運営	社団法人川崎市医師会
所在地	川崎区宮前町8-3
開設年	昭和32年
定員	40人
修業年限	2年
受験資格	中学卒業又はそれ以上の学力を有する女子
卒業後の資格取得	准看護師試験の受験資格

## ◎卒後の就職・進学状況

年度	県内就職	県外就職	進学	未就業
平成17年度	57.6%	3.0%	36.4%	3.0%
平成18年度	53.6%	0.0%	46.4%	0.0%
平成19年度	48.4%	3.2%	42.0%	6.4%
平成20年度	45.5%	0.0%	45.5%	9.0%
平成21年度	34.2%	10.5%	44.8%	10.5%

(学校案内より)

## ◎本市からの補助金

平成23年度決算額 1,614,000円

平成24年度予算額 1,442,000円

## 准看護師制度に対する医療団体の見解等

### ◎日本看護協会（週間医学界新聞第 2274 号（1998 年 1 月 26 日）より）

「(1)厚生省の平成 9 年度事業である『准看護婦から看護婦への移行教育を審議する検討会』を早急に発足させ、看護の質の向上を図られたい、(2)准看護婦養成制度を看護婦養成制度に統合し、看護基礎教育の質の向上を図るための方策を具体的に進められたい。」とするつどい宣言を採択した。

（平成 9 年 1 2 月 1 日「2001 年までに准看護婦養成停止を求めるつどい」において）

### ◎日本医師会（日本医師会ホームページより）

准看護師制度はカリキュラムも改正され充実が図られているにもかかわらず、なぜ未だに養成停止運動が続けられ、熱意と向上心をもって働く准看護師や准看護師を目指す人を傷つけるのか理解に苦しみます。

国民の健康を守るために必要な医師や看護職員の養成は、本来国が責任を持つべきです。しかし、国の取り組みは不十分で、戦後地域医療に様々な支障が生じてきたため、各地の医師会が看護師・准看護師養成所を設置して養成に取り組み、地域医療を守ってきたのです。准看護師がこれまで果たしてきた功績は、誰にも否定できるものではありません。現在も、地域医療を支える実践的な看護師や准看護師を養成しているのは、国でも看護関係団体もなく、各地の医師会や民間の学校です。看護職員を養成しない団体が、需給の問題も考えずに養成の停止を叫ぶのは無責任ではないでしょうか。

医師会は、准看護師が看護師になることについて反対しているのではありません。准看護師の方が向学心をもって熱心に学ぶことは良いことですし、現に各地の医師会は 40 年以上も前から、准看護師の方が看護師を目指すための養成所(看護師 2 年課程)も設けています。

看護職が 2 種類あるのはおかしいという意見もありますが、他の業種でも 1 級、2 級といった資格区分があるものは多く存在します。また、どの業種でもそうですが、業務を円滑に進めるためには、指示系統と機能分担が必要です。看護業務も広範にわたっており、あらゆる業務を一手に引受ければ、いらぬミスを起こすことも考えられます。

日本の看護体制は今後も看護師、准看護師、看護補助者の三層構造が最適であると考えます。看護職員の業務内容は各医療機関が担う医療によって異なりますので、それぞれの施設に適した看護職員の配置がなされることが大切です。その中で、准看護師は初期医療はもちろんのこと、高齢者の療養の分野での活躍も大変期待されています。また、特に地方やへき地においては看護師の確保が難しく、准看護師が地域医療を支えているという厳然たる事実があります。看護大学は増えていますが、研究に進みたがる傾向も見られますし、看護師として働く者のうち県内で働く割合は 5 割に過ぎず、必ずしも地域医療を担う実践的な看護師の供給に寄与しているとはいえません。

今、看護界では、専門的な看護師を養成することにエネルギーが注がれています。確かに高度な医療を提供する病院には専門的知識を持った看護師が必要ですが、地域に密着した初期医療や高齢者の療養分野の看護職の確保も非常に重要な課題なのです。看護師の上に専門看護師を作るといった屋上屋を重ねる方向ではなく、看護の裾野を広げていくことがより重要ではないでしょうか。そうしなければ、日本の医療・介護は機能停止し、崩壊してしまうことは火を見るよりも明らかです。

日本医師会は、国民・患者が安心して暮らせる社会を作るために、これからも准看護師制度を守っていきます。

## 神奈川県准看護師養成停止にかかる動きについて

### [ 県の准看護師養成停止の経緯 ]

平成24年6月15日に、県の「看護教育のありかた検討会」から「准看護師養成は早急に停止すべきだ」とする第一次報告を受け、県知事が「早期停止を明言したのは非常に画期的だ。なるべく早く実現したい。」とし、平成25年度入学生を最後に准看護師を養成する専門学校への補助金を打ち切る方針を打ち出した。

### [ 准看護師養成廃止に係る川崎市医師会の対応 ]

平成24年6月18日付けで「准看護師養成専門学校への補助金の継続及び准看護師養成制度の存続について（要望）」を県知事あてに提出。

同年8月29日付けで「准看護師養成施設への補助金及び准看護師養成の存続について（要望）」を県知事あて提出、「准看護師養成施設を運営するメリットは殆どなく、運営も非常に厳しい状況が続いているが、地域医療を担うという社会的使命から本事業を継続している。県内で看護師が何人必要で何人育成すればよいのか、そのためには看護学校等をどの位増やすのか、仕事をしながら看護師を目指せるようなシステムを示せるか等具体的代案が示されない限り准看護師養成は継続すべき。」とし、また「准看護師養成施設を看護師養成施設に転換する場合は、現在の医師会館内の改修では無理で、新たな校舎取得が必要である。講師や実習病院の確保を含むカリキュラム構築などの教育計画の準備は短期間でできない等、ハード面ソフト面を含め十数億円の資金が必要となり、本会単独での準備、運営は厳しいと考え、引き続き准看護師養成施設への補助金及び准看護師養成の存続を要望します。」とした。

### [ 准看護師養成廃止に係る他都市、他医療団体の対応 ]

#### 相模原市（相模原准看護学院）

相模原市長から、平成24年7月10日付けで「准看護師養成に係る神奈川県の支援の存続について」の要望書が県知事あてに提出された。

これに対して県からは、同年7月17日付けで「准看護師養成に係る神奈川県の支援の存続について（回答）」があり、また、相模原准看護学院長あてに「准看護師養成に係る支援について（依頼）」があり、その内容は、川崎市医師会あての同日付文書と同じ内容。

#### 小田原市（小田原看護専門学校（小田原医師会立））

小田原医師会長から、平成24年6月26日付けで「准看護師養成施設への補助金継続並びに准看護師養成施設に対する国の地域医療再生基金の活用についての陳情書」が県知事あてに提出された。

これに対して県からは、同年7月18日付けで「准看護師養成施設への補助金継続並びに准看護師養成施設に対する国の地域医療再生基金の活用についての陳情書について（回答）」があり、その内容は、川崎市医師会あての7月17日付文書と同じ内容。

### **神奈川県病院協会**

神奈川県病院協会長から、平成24年7月11日付けで「准看護師養成制度の存続と養成校への補助金の継続について（要望）」が県知事あて提出された。主な内容は、看護師不足が改善されるまでの当分の間、県内の准看護師の養成校に対する補助金の継続を要望するものであった。

### **神奈川県看護協会**

神奈川県看護協会長から、平成24年7月18日付けで「准看護師の養成停止についての要望」が県知事あてに提出された。主な内容は、准看護師の養成を早期に停止させるとともに、看護師への移行のための資格取得支援にも積極的に取り組むよう要望するものであった。

### **[県と県医師会との最終合意]**

平成24年11月22日に、県知事と県医師会長との間で、民間の准看護師養成について、次の3点について合意した。

- ・県は、民間の准看護師養成については、当初方針を2年延ばし、平成27年4月入学生を最後の募集とすることを提示する。
- ・県医師会は、県からの提示を受け止め、関係団体とともに転換を図るための取組みを早期に検討する。
- ・県は、准看護師養成施設への運営費補助金を平成27年度生まで対象とし、あわせて看護師養成施設へ転換する施設に対して、十分な支援を行う。

## 【神奈川県における看護教育のあり方検討会 検討経緯】

開催日程	検討内容等
平成24年1月31日(火) (第1回)	看護職員養成の現状や養成を取り巻く環境の変化について意見交換 ・人口等の推移、国の検討会報告の概要 ・看護職員の就業状況、離職率等 ・教育制度の概要と教育内容 ・養成施設および一学年定員数の推移 ・入学者、卒業者の状況 等
平成24年3月29日(木) (第2回)	優先すべき検討課題の確認と論点整理 ①医療の高度化等に対応した実践能力を高める教育方法等の構築 ②准看護師の養成のあり方と移行教育の促進
平成24年4月25日(水) (第3回)	ゲストスピーチ(准看護師養成課程関係者)による准看護師教育現場の実態報告 今後の看護教育のあり方の方向性及び課題の明確化 以下について討議 ・医療の高度化等に対応した実践能力を高める教育体制 ・准看護師の養成のあり方 ・准看護師養成に関する実態調査の実施
平成24年5月29日(火) (第4回)	准看護師養成に関する実態調査結果の報告 以下について討議 ・医療の高度化等に対応した実践能力を高める教育体制 ・准看護師の養成のあり方 ・今後のスケジュール
平成24年6月11日(月) (第5回)	以下について討議 ・医療の高度化等に対応した実践能力を高める教育体制 ・准看護師養成停止に伴う対応策 第一次報告案の検討
平成24年6月15日(金)	第一次報告を知事に提出
平成24年7月20日(金) (第6回)	看護師養成に係る支援策について討議 〔准看護師養成から看護師養成への移行支援及び看護師数増への取組みについて〕
平成24年9月6日(木) (第7回)	准看護師養成関係者からの報告 看護師養成に係る支援策について討議 〔准看護師養成から看護師養成への移行支援及び看護師数増への取組みについて〕
平成24年9月21日(金) (第8回)	第二次報告案の検討 看護教育の神奈川モデル構築について討議 〔医療の高度化等に対応した実践能力を高める教育内容や教育体制のあり方について〕
平成24年9月27日(木)	第二次報告を知事に提出
平成24年10月29日(月) (第9回)	最終報告の骨子案の検討 看護教育の神奈川モデル構築について討議 〔医療の高度化等に対応した実践能力を高める教育内容や教育体制のあり方について〕
平成24年11月28日(木) (第10回)	看護教育の神奈川モデル構築について討議 〔医療の高度化等に対応した実践能力を高める教育内容や教育体制のあり方について〕 最終報告案の検討
平成24年12月7日(金)	最終報告を知事に提出

### — 第一次報告から抜粋 —

まとめ

本検討会では、看護師の養成を増やし、離職防止などと併せて県全体として就業看護師数を増加させるとともに、准看護師課程から看護師課程への移行のための支援策を講じることを前提として、准看護師養成は早期に停止すべきという方向で概ね委員の意見が一致した。

### — 第二次報告から抜粋 —

- ・県においては、准看護師養成停止に伴う不安の解消策及び看護師課程への移行支援策の具体的な内容について検討を加え、可能な限り対策を講じるべきである。
- ・准看護師の養成停止に伴い、今後、准看護師が看護師資格を取得するための進学課程を志望する者が少なくなっていくことが考えられる。経済的事由で進学できない准看護師の看護師資格取得を支援するため、県は修学資金の貸付枠を拡大することも検討すべきである。

### — 最終報告から抜粋 —

おわりに

本件検討会は、現在の看護教育のあり方を見直し、実践能力の高い看護師の養成を図ることを目的として、本年1月から計10回にわたり検討を行ってきた。

この間、准看護師の養成の早期停止と看護師養成への移行、県全体として就業看護師数を増やすための取組みについて提言するとともに、今回の最終報告として教育の見直しについても検討を加え具体的提言を行った。

県にあっては、この検討会の報告を踏まえ、必要な取組みを早期に着手することを期待する。

また、就業看護師数を増やし、実践能力の高い看護師の養成を図るためには、県だけでなく、看護師を雇用する医療機関や福祉施設、看護師養成施設、関係団体の努力が必要であり、また、それぞれが連携、協力して取り組むべきである。